

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準1 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 研究科の理念・目的は適切に設定されているか						
a ◎学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ◎高等教育機関として大学が追及すべき目的を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。 【約500字】	法学研究科では、「権利自由・独立自治」を建学の精神として創設された明治法律学校以来、多くの法律家を輩出し、本学における法学研究の推進を理念としている。本研究科は、法学研究者の養成を第一の目的とし、高度な法学的専門能力を要する高度職業人の養成を第二の目的とする（「法学研究科2016年度教育・研究に関する年度計画書」（2015年9月）(190頁)において、「1 理念・目的」を掲載している）。さらに、今日の社会情勢の変化・国際化と学術研究の著しい進展と役割の変化を背景に、学術基礎研究および先端的研究の推進および留学生の受け入れという社会的要請に対応している（大学院学則別表4に「人材養成その他の教育研究上の目的」を研究科・専攻ごとに定めている）。					
(2) 研究科の理念・目的が、大学構成員(教職員及び学生)に周知され、社会に公表されているか						
a ◎公的な刊行物、WEBサイト等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること。 【約150字】	本研究科の理念・目的については、WEBサイト、大学院便覧（11頁）、履修の手引き（4頁）、大学院ガイドブック（14頁）、および大学院学生募集要項（2頁）等に掲載し、学生、志願者、その他社会一般に対して公表している。これらの媒体で公表する事により、教職員のみならず社会に対しても、本研究科の理念・目標を広く周知している。					
(3) 研究科の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか						
a ●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 【約300字】	理念・目的の適切性については、毎年度「教育・研究に関する年度計画書」の作成時に、研究科執行部が責任主体となって検証を行っている。同計画書は、「研究科執行部会議」において原案を作成し、「研究科委員会」において審議し、了承を得ている。2015年度は、2015年6月11日開催の研究科委員会で承認され、決定した。また、大学院学則別表4「人材養成その他の教育研究上の目的」を変更する際には、研究科委員会、学部長会、理事会の審議・承認を経て改正することとなっている。2015年度は検討を行ったが、改正はしないことを確認した。		近時の司法改革等の進展にともない流動化している法学研究・教育環境の変化に対応する理念・目的の具体化が必要である。		司法改革等の動向に関する情報を迅速に得て、それを具体化した理念・目的の検証を行う。また、カリキュラム改正の際には、その整合性について適切な検証を行う。	検証を年二複数回実施する体制を整備する。

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準3 教員・教員組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明	評価		発展計画	
	0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 研究科として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか					
a ●<教員像と教員組織の編制方針> 専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求められる教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約400字】	① 求める教員像は、「法学研究科 2016年度教育・研究に関する年度計画書」(191頁)「3教員・教員組織」において掲載している。 ② 教員組織の編制方針は、「法学研究科 2016年度教育・研究に関する年度計画書」(191頁)「3教員・教員組織」において掲載している。 ③ 「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を明記した「教育・研究に関する長中期計画書」を研究科委員会で承認することにより、本研究科教職員で共有している。				
b ◎<基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示> 採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 【約150字】	① 専任教員の任用・昇格に関しては、「明治大学教員任用規程」を前提として、さらに大学院授業担当者に求める条件について、「法学研究科・大学院担当教員の資格」「博士後期課程担当教員人事について」などの内規により、明確に規定している。また、法学研究科での任用・昇格審査手続きは「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」に明文化されている。 ② 昇格に関する内規は、上述のとおり定めており、任用時に求める能力・資質に関しては、内規で明文化していない。				
c ◎<組織的な連携体制と責任の所在> 組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。 【約300字】	① 大学院学則に基づき、研究科長が教育の責任者として、研究科委員会などが定期的に開かれている。また、研究科長と専攻主任、大学院委員から成る執行部と、各種委員会で運営されており、カリキュラム・FD等検討委員会設置要綱に基づき、研究科長の諮問機関としてカリキュラム・FD等検討委員会も組織され、研究科長、専攻主任を含め、各専攻から2～3名の委員を選出し、8～10名程度で構成している。 ② カリキュラム・FD等検討委員会にて、カリキュラムに関する事項を中心に研究活動、教員担当等教学に関する全般について検討し、その結果が研究科委員会で審査・承認される。それだけでなく、大学院委員・専攻主任の業務は内規で明示されて、研究科長との適正な連携のもとで研究科の運営が行われており、役割分担及び連携体制と責任の所在は適切である。				

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準3 教員・教員組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
(2) 研究科の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか					
教員の編制方針に沿った教員組織の整備					
a ◎当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を満たしていること。特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること（設置基準第7条第3項） 【約400字】 ※現在数とは、2016年5月1日現在の数値です。 ※課程別（「博士前期課程」「博士後期課程」）、専攻別に説明する。	以下のとおり基準を充足している。各専攻・コースにバランスよく配置され、研究指導にあたっている。 <博士前期課程> 大学院設置基準上の必要教員数 公法学専攻・民事法学専攻、各6名 専任教員数 公法学専攻27名（うち研究指導教員は21名） 民事法学専攻25名（うち研究指導教員は21名） <博士後期課程> 大学院設置基準上の必要教員数 公法学専攻・民事法学専攻、各6名 専任教員数 公法学専攻15名（うち研究指導教員は15名） 民事法学専攻16名（うち研究指導教員は15名）				
	以下のとおり基準を充足している。 <博士前期課程> 研究指導教員における必要教授数 公法学専攻・民事法学専攻、各4名 専任教授数 公法学専攻20名/民事法学専攻15名 <博士後期課程> 研究指導教員における必要教授数 公法学専攻・民事法学専攻、各4名 専任教授数 公法学専攻15名/民事法学専攻15名				
b ◎『教員組織の編制方針』と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。 【600～800字】	法学研究科においては、2009年度より副指導教員制度を導入し、現在も入学時期の段階で副指導教員の選定を行っている。 法学研究科の講義・演習は基本的に法学部専任教員が担当しており、演習は（専任教員休職のために特例的に認めた1科目を除く）すべての科目を、講義は約70%以上の科目を専任教員が担当している。	入学時に副指導教員を選定することによって、博士前期課程在学生の修士論文指導の充実が図られており、修士論文の質的向上が見られる。全ての演習科目を専任教員が担当していることも、修士論文指導の充実に資するものとなっている。			専任教員による科目の充実を図るとともに、研究者を志望する者だけではない学生の幅広いニーズに応えるため、客員教員等として法律実務家による授業担当について検討する。
	一部においては、広い見識を持った研究者養成の実現のために、法科大学院専任教員や法律実務家を含めた兼任講師が担当している。				
教員組織を検証する仕組みの整備					
c ●教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【600～800字】	教員組織の検証プロセスについて、毎年度、研究科執行部の作成した原案をもとに、法学研究科カリキュラム・FD等検討委員会において長中期計画を策定し、それが研究科委員会に発議され、審議の上決定するという手続きをとっている。なお、同計画書の策定にあたっては、自己点検・評価結果を参考にしながら、教員組織を検証し、現状の方針の見直しを行っている。 2014年度は法学専修コースを廃止し、高度職業人養成コースを新たに設置することとしたため、これに伴う必要な教員配置を研究科委員会の承認のもとで行った。2015年度については、研究科執行部及びカリキュラム・FD等検討委員会において、前年度行った教員配置に問題がなかったかどうかを検証した。				

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準3 教員・教員組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか					
a ●<規定に沿った教員人事の実施> 教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか。 【400字】	教員の任用に際しては、大学院授業担当者に求める条件について、「法学研究科・大学院担当教員の資格」、「博士後期課程担当教員人事について」などの内規に従い、審査を行う。 また、法学研究科での任用審査手続きは「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」に明文化されている。 なお、2015年度は特任教員の任用及び昇格はなかった。				
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか					
教員の教育研究活動等の評価の実施					
a ●教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。 【400字】	① 教育活動の業績評価については、現在のところ、評価の前提となる教育業績の把握を組織的に行っていない。 ② 研究活動の業績評価について、専任教員データベースを利用して確認と評価を行っており、博士号取得等の顕著な業績があった場合には、研究科委員会で発表し、顕彰している。法学部主催の教員研究発表会に参加し、それらを利用して各教員の研究について相互に確認・評価をしている。また、大学院学内GPの「他大学との研究交流プログラム」において、大学院生はもちろんのこと、教員も司会として参加し、自身の研究分野について見識を深めている。なお、前年度に引き続き、2015年度についても明治大学において研究科協定を結んでいる韓国刑事政策院とのシンポジウムを開催し、研究活動の活性化を図った。 ③ 特になし。		教育活動の業績評価については、現在のところ、評価の前提となる教育業績の把握を組織的に行っておらず、顕著な教育実績があった教員に対する顕彰制度等もない。		法学研究科における教育活動業績を把握するための方法について検討する。 法学研究科における教育の活性化に資するよう、顕著な教育活動を行った教員に対する評価のあり方について検討する。
教員の資質向上のための研修・諸活動（FD）の実施状況とその有効性					
b ●教育研究、その他の諸活動（※）に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。 ※社会貢献、管理業務などを含む『教員』の資質向上のための活動を指します。 ※『授業』の改善を意図した取組みについては、「基準4」（3）教育方法で評価する。 【600～800字】	2015年4月18日に行われた大学院教育懇談会（大学院全体のFD研修）に本研究科の教員4名が出席した。（テーマ：「大学における教員・研究と著作権」「大学院生の指導について～学生相談室の視点から～」）		教員の資質向上については、大学院全体のFDへの参加だけではなく、法学研究科独自のFDの取組みが必要である。		カリキュラム・FD等検討委員会において、研究指導・論文作成に関する法学研究科独自のFDの仕組みを検討する。 法学研究科の教員が参加する定期的なFD研修を実施する。

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 1. 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか						
a ◎理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした学位授与方針を設定していること。【約800字】 ※課程別（「博士前期課程」「博士後期課程」）に説明する。なお、設置している専攻やコースによって違いがある場合はその内容も明記する。	① 教育目標として大学院学則別表4に「人材養成その他教育研究上の目的」を定めている。 ② 「課程修了にあたって修得しておくべき学習成果」と「その達成のための諸要件」を明確にした「学位授与方針」を、博士前期・後期課程毎に別々に目指すべき人材像、具体的到達目標として研究科委員会において定めている。					
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか						
a ◎学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。【約600字】 ※課程別（「博士前期課程」「博士後期課程」）に説明する。なお、設置している専攻やコースによって違いがある場合はその内容も明記する。	学位授与方針に示した修得すべき学習成果を達成するために、教育内容や教育方法の基本的考え方を明らかにした法学研究科の「教育課程の編成・実施方針」を、博士前期・後期課程毎に別々に研究科委員会において定めている。					
(3) 教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が, 大学構成員（教職員及び学生等）に周知され, 社会に公表されているか						
a ◎公的な刊行物, WEBサイト等によって, 教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。【約150字】	① 教職員に対しては, 大学院便覧(10~12頁)で公開している。 ② 学生に対しても, 大学院便覧(10~12頁), 履修の手引き(4~6頁)において明示し, 毎年公表されている。さらに, 毎年4月に開催している新入生・在学生ガイダンスなどの機会に説明し, 周知を行っている。 ③ 社会一般への公表は, 研究科ホームページにおいて教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針を掲載している。加えて, 受験希望者に対しても, 研究科合同進学相談会や, 年2~3回実施している研究科独自の進学相談会においても, 受験生向けの大学院ガイドブック(12頁), 大学院学生募集要項を用いながら直接説明を行っている。					
(4) 教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか						
a ●教育目標, 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり, 責任主体・組織, 権限, 手続を明確にしているか。また, その検証プロセスを適切に機能させ, 改善につなげているか。【約400字】	毎年, 「カリキュラム・FD等検討委員会」において法学研究科の自己点検・評価を実施し, 「法学研究科執行部」によって評価結果が確認されている。学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針についてもこのプロセスで検証を行っている。さらに, 検討した結果について「法学研究科委員会」においても検証を行い, 適宜制度上の問題点と改善に向けた方策を検討している。 2013年度に, 2014年度からのカリキュラム・コース改正に合わせ, 且つよりの確な表現にするため, 教育目標や学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針, 入学者受入方針について, 法学研究科委員会の議を経てこれを改正し, さらに, 2015年度には高度職業人養成コースの修了要件単位数を変更する旨の改正をした。今後は, 2014年度からスタートした高度職業人養成コースの一期生の指導状況を踏まえ, 法学研究者養成コースとは異なる講義・演習科目の開講が可能かを検討する。					

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 2. 教育課程・教育内容

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 教育課程の編成方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか					
必要な授業科目の開設状況					
a ◎CPに基づき、必要な授業科目を開設していること。 【300字程度】 ※課程別(「博士前期課程」「博士後期課程」)、専攻別に説明する。	<p><博士前期課程></p> <p>① 法学研究者の養成を主たる目的とする「法学研究者養成コース」と、法学領域の専門性を有する職業等に必要能力の養成を目的とした「高度職業人養成コース」を設置している。既存の専門科目で扱うことが困難な特定の課題については、プロジェクト講義として「特定課題研究」を開講している。</p> <p>② 授業科目は講義科目と演習科目の2種類に分類され、2016年度の総開講科目数は252科目(2016年度)であり、内訳は演習科目132科目、講義科目120科目となっている。</p> <p><博士後期課程></p> <p>① 博士前期課程と同様に、既存の専門科目で扱うことが困難な特定の課題については、プロジェクト講義として「特定課題研究」を開講している。</p> <p>② 2016年度の総開講科目68科目はすべて講義科目である。</p>				
b ◎コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。【修士・博士】 【200~400字程度】 ※課程別(「博士前期課程」「博士後期課程」)、専攻別に説明する。	<p><博士前期課程></p> <p>修了に必要な単位：演習科目8単位・講義科目24単位、計32単位(高度職業人養成コースは2017年度から講義科目32単位、計40単位となる予定である。)</p> <p>修了に必要な32単位の中、講義科目が24単位であり、コースワークとリサーチワークのバランスが実質的に実現されている。</p> <p><博士後期課程></p> <p>修了に必要な単位：8単位</p> <p>大学院生による自主的な科目履修に対応するために多くの科目を開講しており、実際に多くの大学院生が8単位以上の講義科目を履修している。受講生が研究者志望であることから実質的にリサーチワークに近い授業が展開されている。したがって、コースワークとリサーチワークのバランスが実質的に実現されているといえる。</p>				
順次性のある授業科目の体系的配置(履修体系図やコース系統図の明示、科目相関図、4年間の履修モデル、適切な科目区分など)					
c ●教育課程の編成実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。(学生の順次的・体系的な履修への配慮) 【約400字】	<p>博士前期課程と博士後期課程のいずれにおいても、各院生に対して指導教員の他に副指導教員を配置する制度を採用しており、複数指導体制が実施されている。</p> <p><博士前期課程></p> <p>1年次において24単位を目安に取得させる一方で、2年次においては修士論文の執筆に専念させるために講義や演習科目の履修を8単位程度に抑えるように標準モデルを定めている。演習科目は指導教員が担当する8単位が必修であり、他は講義科目の受講を想定しているが、他の教員の演習も選択科目として受講可能としている。</p> <p>履修配当年次を定めていないので、大学院生が自由に科目を選択できるが、4月の履修申請において指導教員の指導の下で履修プログラムを各自で作成することにより、体系的な履修の実現を確保している。また、「法学研究者養成コース」と「高度職業人養成コース」において現時点では各コース独自の科目は設置されていないが、指導教員の指導の下で各大学院生が所属するコースに適した科目の履修が実現されている。</p> <p><博士後期課程></p> <p>各専攻ごとに必要な科目を設置している。</p>				

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 2. 教育課程・教育内容

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
教育課程の適切性の検証プロセスの明確化とその有効性						
d ●教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【約400字】	<博士前期課程・博士後期課程：共通> ① 教育課程の検証プロセスについて、カリキュラムの検討及びFD推進を任務とする常設委員会である「カリキュラム・FD等検討委員会」において検討する。 ② カリキュラム改正の必要性及び具体的な改正点を協議しており、2015年度は計3回開催し、2016年度も既に2回開催した。2015年度に行った検討の結果、「法学研究者養成コース」と「高度職業人養成コース」の修了要件の相違を新たに設定し、各コースの特色を明確化した。具体的には、修士学位取得のためのガイドラインを改定し、従来、単一であった「修士論文等に求められる要件」をコース別に設定した。また、2017年度からは、修了必要単位数について、コース別に違いを設けることとした。		現状では法学研究者養成コースの院生と高度職業人養成コースの院生が同じ授業を履修しているが、コース毎に院生の学習目標が異なることから、今後、科目によっては各コースの特性に応じた授業を別個に展開することが求められる。		複数教員が講義と演習を担当している科目において、准教授がいる場合、准教授の講義科目と演習科目を高度職業人養成コース専用にすることが可能かを検討する。	
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか						
特色ある教育プログラムの内容とその効果（当該学部等固有のプログラムやGP採択事業など）						
a ●研究科の特色、長所となるプログラムが編成されているか。 【200字～400字程度】 ※課程別（「博士前期課程」「博士後期課程」）、専攻別に説明する。	○大学院学内GP（大学大学院との研究交流プログラム） ・同志社大学等の関西の大学と実施(2010年度から) 2015年度実績：2015年12月18日～12月19日に実施、本学からは教員4名、大学院学生6名、計10名が参加。なお、同GPについては2016年度も申請が採択されたため、2016年12月頃に実施する予定。	院生の報告内容をまとめた冊子を作成することにより、院生の研究業績の形成に寄与している。		特定の科目を専攻する院生に偏ることなく、参加院生の専攻を多様化することにより院生の対外的研究活動の機会を均等にする。		
研究科間等における国際的な教育交流の内容とその効果（学部間協定、短期海外交流など）						
b ●研究科の特色、長所となる国際化プログラムが編成されているか。 【200字～400字程度】 ※課程別（「博士前期課程」「博士後期課程」）、専攻別に説明する。	○ 研究科間の独自の国際的な交流 ・「韓国刑事政策研究院」 2016年3月25日、韓国刑事政策研究院院長ほか3名を招いて本学において講演会及びセミナーを実施（明治大学法学部比較法研究所と合同開催） ・「国立台湾大学法律学院」 2016年3月2日、国立台湾大学法律学院の大学院生3名、教員4名を招いて、本学において研究交流会を実施 ・「南京師範大学法学院」 2015年度の博士前期課程に受入交換留学生3名（春学期1名、秋学期2名）	韓国刑事政策研究院との研究者交流ならびに国立台湾大学との院生交流は定期的に行われている。また、国立台湾大学との院生交流は院生に国際的な研究会での報告という貴重な機会を提供している。	韓国刑事政策研究院との研究者交流では、先方に院生がいないために、教員の研究報告が中心となるので、刑事法教員の負担が増大している。	2017年度以降に南京師範大学との間でも国立台湾大学と同様の院生交流あるいは研究者交流を開始する。	国内で開催する院生交流会や研究者交流会に法科大学院の教員や院生の参加を呼びかけるとともに、比較法研究所との各種交流会の開催を企画する。	比較法研究所と協力して、法科大学院の教員やOBの弁護士などの参加を促す。

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 3. 教育方法

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	C列の点検・評価項目について、 必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画	
				「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 教育方法及び学習方法は適切か					
教育目標や教育課程の編成・実施方針と授業形態（講義科目、演習科目、実験実習科目、校外学習科目等）との整合性					
a ◎当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。 【約200字】 ※課程別（「博士前期課程」「博士後期課程」）に説明する。なお、設置している専攻やコースによって違いがある場合はその特徴も明記する。	本研究科の授業は、大学院学則第22条の2のとおり、講義または演習のいずれかにより行われている。 <博士前期課程> ① 講義科目は、教員が専門分野に関する講義を行う形態。受講学生が少人数の場合が大半であり、多くの講義において演習のように発表や発言をする機会が与えられる双方向性の授業が実現されている。 ② 演習科目は、大学院生が主体となり特定の問題についての発表と発言（質疑応答）に教員が加わる双方向性の授業を実現。 <博士後期課程> ① 講義科目は、教員が専門分野に関する講義を行う形態。受講学生が少人数の場合が大半であり、多くの講義において演習のように発表や発言をする機会が与えられる高度な双方向性の授業が実現されている。 ② 演習科目は、開設していない。				
b ●教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において適切な教育方法を取っているか。 【約400字】 ※課程別（「博士前期課程」「博士後期課程」）に説明する。なお、設置している専攻やコースによって違いがある場合はその特徴も明記する。	<博士前期課程> 開設科目は基本的に公法学専攻と民法法学専攻のいずれかに属し、両専攻の共通科目として「外国法文献研究」「法律実務実践研究」「特定課題研究」がある。「外国法文献研究」は、修士論文の作成や博士後期課程進学後の研究に必要な外国法文献読解能力を養成することを目的とした科目であり、担当者が専攻する特定の専門分野に偏ることなく公法、私法、基礎法といった多様な分野に関する文献を対象としている。受講者は様々な専攻分野の大学院生であり、担当箇所を割り振り、和訳の報告をさせて、全員で議論する方式をとっている。「法律実務実践研究」は、弁護士をはじめとする法律実務家が担当する科目であり、実務における「生きた法」を大学院生に教授することを目的としている。実務において法律がどのように運用されているかを理解するために、事例式の演習問題を解くだけではなく、実際に書式の作成や法律相談の補助をするなどして、実践的な体験学習が行われており、法律実務の現状を知る機会が大学院生に提供されている。「特定課題研究」は、予め設定された特定課題について教員と大学院生がともに調査や資料収集を行い、分析を試みるスタイルのプロジェクト講義である。学外での資料収集、アンケート調査、研究会での報告なども行われている。 <博士後期課程> 講義では、博士論文の指導、あるいは、論文で使用するような難解な内容の外国法文献の講読などが行われている。				

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 3. 教育方法

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述
学習指導・履修指導（個別面談、学習状況の実態調査、学習ポートフォリオの活用等）の工夫					
c ●履修指導（ガイダンス等）や学習指導（オフィスアワーなど）の工夫について、また学習状況の実態調査の実施や学習ポートフォリオの活用等による学習実態の把握について工夫しているか。 【約200字～400字】 ※課程別（「博士前期課程」「博士後期課程」）に説明する。なお、設置している専攻やコースによって違いがある場合はその特徴も明記する。	履修指導について、新入生及び在学生に対して、4月に履修方法等についてのガイダンスを行っている。また、同ガイダンスでは、履修手続きに際してのポイントに記載したレジュメを配布している。すべての大学院生について指導教員のみならず副指導教員が選任されており、指導教員と副指導教員による複数指導体制がとられている。博士前期課程では、副指導教員の講義や演習を受講することにより、副指導教員による指導を行う機会が確保されている。博士後期課程では、博士論文提出前に公開の場で論文の中間報告会を行うことが義務付けられており、中間公開報告会では他の教員や大学院生によるチェック機能を果たしている。				
(修士・博士課程) 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導					
d ◎研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること（修士・博士）。 【400字】 ※課程別（「博士前期課程」「博士後期課程」）に説明する。なお、設置している専攻やコースによって違いがある場合はその特徴も明記する。	<p><博士前期課程> 研究指導計画に基づく研究指導については、「修士学位取得のためのガイドライン」が大学院生と教員に周知されており、論文作成にあたり指針としての役割を果たしている。また、1年次に履修計画書を指導教員と相談のうえ作成し、研究指導計画を立てている。履修計画書は、初年度において、指導教員の指導の下に提出されており、指導を受けた証として、指導教員の承認印が必要とされている。新入生及び在学生に対して、4月に履修方法等についてのガイダンスを行っている。同ガイダンスでは、履修手続きに際してのポイントに記載したレジュメを配付している。各大学院生に対して指導教員のみならず副指導教員が選任されており、指導教員と副指導教員による複数指導体制がとられている。博士前期課程では、副指導教員の講義や演習を受講することにより、副指導教員による指導を行う機会が確保されている。なお、2015年度「法学研究者養成コース」と「高度職業人養成コース」の修了要件の相違を新たに設定し、各コースの特色を明確化した。具体的には、修士学位取得のためのガイドラインを改定し、従来、単一であった「修士論文等に求められる要件」をコース別に設定した。これにより、コースの違いが明確化された。</p> <p><博士後期課程> 研究指導計画に基づく研究指導については、「博士学位取得のためのガイドライン」が大学院生と教員に周知されており、論文作成にあたり指針としての役割を果たしている。1年次に履修計画書を指導教員と相談のうえ作成し、研究指導計画を立てている。履修計画書は、初年度において、指導教員の指導の下に提出されており、指導を受けた証として、指導教員の承認印が必要とされている。履修計画書（論文作成計画書）をもとに、指導教員と副指導教員による博士論文作成に向けた指導が計画的に行われている。博士学位請求の要件において、原則として法学研究論集（年2回発行）に4編以上の論文を掲載することが必要とされているので、論集に掲載する論文の作成指導も行われている。2年次の3月までに学位請求論文草稿を作成し、3年次の6月末日までに公開の中間報告会を行っており、報告会では学内外の教員や実務家等の参加を得て質疑応答がなされ、博士学位請求論文の質の向上に結び付いている。そして、同報告会での意見や指摘された問題点を踏まえ、論文を書き上げ、9月末までに学位請求論文を提出する。</p>		法学研究者養成コースと高度職業人養成コースの違いが鮮明になっているにもかかわらず、各コース毎の授業が開講されておらず、同一の授業に両コースの大学院生が混在して履修している。		複数の教員が授業を展開している科目について、准教授が開講する授業を高度職業人養成コース専用として、コースの特性に応じた授業を行う。

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 3. 教育方法

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか						
a ◎授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること。 【約300字】	全研究科統一様式のシラバス作成を全教員に依頼し、博士前期課程のみならず博士後期課程について、半期15回・通年30回分の授業内容が記されており、かつ、成績評価方法も記載し、Oh-o!Meijiシステム上でも閲覧可能となっている。					
c ●単位制の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、また、シラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的にかつ適切に検証を行い、改善につなげているか。 【約400字】	シラバス編集の責任主体は「研究科執行部」であり、修了予定者を対象に毎年度実施している修了時のアンケートなどの結果を踏まえて内容の検証を行っている。					
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか						
a ◎授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。(成績基準の明示、(研究科)修士・博士学位請求論文の審査体制) 【約200字】	① 成績評価についてはGPA制度を導入しており、基準については便覧に明記している。 ② 論文審査については、課程別に次のとおりである。 <博士前期課程> 修士学位請求論文については、適正な評価を算出すべく、主査である指導教員に副査2名以上を加えた計3名以上に寄り審査している。 <博士後期課程> 博士学位請求論文の評価については、主査1名、副査2名以上を加えた計3名以上により「博士学位取得のためのガイドライン」に従って審査を行い、研究科委員会において合否判定の投票を行っている。					
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善(授業に関わるFD活動)に結びつけているか						
a ◎教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。 【約400字】	○ 公法学、民事法学、基礎法学といった大まかな研究枠組み(ユニット)の中で指導方法について研究科委員会開催日などに教員間の意見交換の場を設け、指導の適切性を相互に検証するようにしている。また、特別講義やゲスト講師招聘講義において、外部の研究者(外国人講師も含む)による講義や講演が行われる際は、講演後に、外部講師を招聘した研究ユニットに属する教員が、外部講師を交えて教育内容・方法等の改善に向けた会合を行っている。2015年度は、公法学ユニットが2名、民事法学ユニットが2名(うち1名がドイツ人研究者)、基礎法学ユニットが1名の外部講師による講演をそれぞれ主催し、各講演後に各ユニットの教員が外部講師を交えて意見交換を行った。		教員間の意見交換は公法学、民事法学、基礎法学の各ユニットの自主性に委ねているので、各ユニット毎の意見交換の内容等を法学研究科内で把握する体制が整備されていない。			公法学、民事法学、基礎法学の各ユニット内でなされた意見交換の内容等を執行部や研究科委員会内で共有できるような体制を整える。

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 3. 教育方法

点検・評価項目 <small>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</small>	現状の説明	評価		発展計画		
	C列の点検・評価項目について、 必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」 に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
c ●教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【約400字】	① 教育内容・方法等の改善の責任体制・プロセスについて、本研究科では常設委員会としてカリキュラム・FD等検討委員会を設置しており、カリキュラムに関する様々な事項に関して協議がなされている。この委員会は執行部と4～6名の委員によって構成され、毎年度の科目担当者と開講科目の決定、シラバスの検証、カリキュラムの問題点の検討などを行い、授業内容やカリキュラムの改善に努めている。 ② 本委員会での協議の結果、2011年度から「外国法文献研究」が開講され、また、2014年度から高度職業人養成コースが新設され、2015年度にはコース別の修了要件が設定される（実施は2017年度から）など、同委員会は一定の成果を上げている。					

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 4. 成果

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか					
b ●学位授与にあたって重要な科目(基礎的・専門的知識を総合的に活かして学習の最終成果とする科目、卒業論文や演習科目など)の実施状況。 ●学習成果の「見える化」(アンケート、ポートフォリオ等)に留意しているか。 【約400字】 ※課程別(「博士前期課程」「博士後期課程」)に説明する。	「修士学位取得のためのガイドライン」と「博士学位取得のためのガイドライン」において修士学位と博士学位に求められる要件を示し、研究成果の内容についての評価指標としている。課程別の学習成果の把握は以下のとおりである。 <博士前期課程> 2015年度は、博士前期課程において修士学位を取得した者は20名(公法学13名、民事法学7名)であった。2014年度:26名(公法学18名、民事法学8名)、2013年度:21名(公法学14名、民事法学7名)、2012年度:29名(公法学17名、民事法学12名)と比較すると、やや少なかったが、複数年単位で見ると平均的な実績であったといえる。なお、2015年度の修了予定者に対する学位授与率は68.9%となっている。	博士学位(課程)取得者の増加において助手制度ならびにRA制度の果たした役割は大きい。		助手採用者やRA採用者に対して、確実に博士論文を提出させるようにする。提出の実効性を確保するための方策についてはカリキュラム検討委員会等で今後議論する。	
●学位授与率、修業年限内卒業率の状況 ●卒業生の進路実績と教育目標(人材像)の整合性があるか。 ※課程別(「博士前期課程」「博士後期課程」)に説明する。	<博士後期課程> 大学院生の研究成果を大学院紀要である「法学研究論集」に論文を掲載しており、2015年度は計27本(博士前期課程の院生が提出した1本を含む。)の論文を掲載した。また、2015年度に博士学位(課程)を取得した者は5名(公法学2名、民事法学3名)であり、2014年度:0名、2013年度:2名(公法学1名、民事法学1名)、2012年度:1名(公法学1名)と比べると飛躍的に増加しており、改善の兆しがみられる。				
c ●学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)を実施しているか。 【約400字~600字】	学生の自己評価について、博士前期課程・博士後期課程ともに、毎年行っている「修了時アンケート」の結果や「院生協議会アンケート結果」をもとに意見聴取を行っており、その結果を「カリキュラム・FD等検討委員会」や「研究科委員会」において把握している。 2015年度修了者アンケート結果を見る限り、否定的意見は「論文作成・研究指導について総合的に満足できましたか」という設問の1名のみであり、授業内容について格別問題はないものと思われる。以上のとおり学生の学習成果を測定するための評価指標に配慮し、適切に成果を測るよう努めている。				

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 4. 成果

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述
(2) 学位授与(卒業・修了判定)は適切に行われているか					
a ◎卒業・修了の要件を明確にし、履修要項等によってあらかじめ学生に明示していること。 ◎(研究科)学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるかを審査する基準(学位論文審査基準)を、あらかじめ学生に明示すること。 【約200字】	課程別に「修士学位取得のためのガイドライン」と「博士学位取得のためのガイドライン」を定め、修了要件、学位請求までのプロセス、論文に求められる要件(「論文審査基準」)、学位審査の概要(審査・合否判定プロセス)等を明示しており、履修の手引きやWEBサイトにおいて大学院生に対して周知を図っている。				
b ●学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。 【約600字】 ※課程別(「博士前期課程」「博士後期課程」)に説明する。なお、設置している専攻やコースによって違いがある場合はその特徴も明記する。	<p><博士前期課程> 修士学位請求論文については、主査1名と副査2名以上、計3名以上が論文を審査し、審査結果を「法学研究科委員会」で報告し、学位授与を決定している。修士論文に求められる要件「論文審査基準」として、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すと認められるものであることが要求されている。</p> <p><博士後期課程> 博士学位請求論文については、「受理および審査に関する内規」に基づき、受理審査手続を経て、本審査に入り、学位請求者による公開報告がなされた後に、本審査が行われている。本審査では、主査1名と副査2名以上で論文を審査し、法学研究科委員会に審査結果を報告する。この審査報告に基づき、学位授与が法学研究科委員会での投票によって決定される。博士論文に求められる要件「論文審査基準」として、論文の独創性等の7点を挙げ、厳正な審査に基づき学位が授与されている。</p>				

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準5 学生の受け入れ

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか（「AP」の全文記述は不要です）					
「求める学生像」と「当該課程に入学するにあたり、習得しておくべき知識等の内容・水準」の明示					
a ◎理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。 ◎公的な刊行物、WEBサイト等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。 【約400字】	① 法学研究科の課程別に入学者の受入方針を定めている。なお、求める学生像として博士前期課程では3点、博士後期課程は2点定め、修得しておくべき知識等の内容・水準を博士前期課程は3点、博士後期課程も3点明示している。 ② 入学者の受入方針の公表についてWEBサイト、大学院便覧、履修の手引き、大学院ガイドブック及び大学院学生募集要項に掲載し、社会に幅広く公表することにより、受験生を含む社会に幅広く公表している。				
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学選抜を行っているか					
a ●学生の受け入れ方針と入学選抜の実施方法は整合性が取れているか。（公正かつ適切に入学選抜を行っているか） 【約800字】 ※課程別（「博士前期課程」「博士後期課程」）に説明する。	博士前期課程及び博士後期課程の両課程において、年2回（9月、2月）入学試験を実施しており、他大学・大学院の志願者に対しても、門戸を広く開放している。 <博士前期課程> 「学内選考入試」と「一般入試」「外国人留学生入試」「社会人特別入試」「3年早期卒業予定者入試」という5種類の入試を実施し、多様な受験生に対応した適切な入学試験制度が設けられている。 <博士後期課程> 入学者の受入方針に基づき、「一般入試（法科大学院からの出願含む。）」と「外国人留学生入試」という2種類の試験を実施しており、法科大学院修了者の博士後期課程への受入れについても具体的な入試方法を作成し、2006年度入試から実施している。				
(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているか					
収容定員に対する在籍学生数比率の適切性					
a ◎部局化された大学院研究科や独立大学院などにおいて、在籍学生数比率が1.00である。（修士・博士・専門職学位課程） 【約200字】 ※課程別（「博士前期課程」「博士後期課程」）に説明する。	※ 2016年5月1日現在の数値 <博士前期課程> 収容定員80名に対し、在籍学生数は57名である、収容定員に対する在籍学生数比率は0.71であり、適切であると言える。 専攻別にみると、公法学専攻は収容定員が40名に対し、在籍学生数は39名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.98である。民事法学専攻は収容定員が40名に対し、在籍学生数は18名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.45である。 <博士後期課程> 収容定員36名に対し、在籍学生数は29名である。収容定員に対する在籍学生数比率は0.81であり、適切であると言える。 専攻別にみると、公法学専攻は収容定員が18名に対し、在籍学生数は20名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.11である。民事法学専攻は収容定員が18名に対し、在籍学生数は9名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.50である。		博士前期課程・博士後期課程の両課程において、公法学専攻と比較して、民事法学専攻の収容定員に対する在籍学生比率が著しく低い状況となっている。	2016年度・2017年度は、民事法学専攻への入学者を増加させるため、原因の分析と方策の検討を行う。	2017年度以降は、公法学・民事法学両専攻において在籍学生比率を可能な限り1.0に接近させるべく、本学の学生にとどまらず、他大学の学生、社会人に対する効率的な広報活動のあり方について検討を行う。また、多種多様な学生・社会人が受験できるような入試方法のあり方に関する検討も行う。特に社会で様々な活動を行ってきた者がさらに学術的な観点から深く研究したいというニーズが高まっていることから、このような社会経験豊富な人物に関する入試方法を模索する。

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準5 学生の受け入れ

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述
定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応					
b ◎現状と対応状況 【約2000字】	法科大学院の設置以降、法学研究科の志願者・入学者数の減少が続いていたため、2005年度（2006年度入試）から一般入試等を複数回実施することにした。その後、学内選考試験の実施を年1回から年2回に増やした。2014年度入試において博士前期課程の入学定員を50名から40名に変更した。これらの施策により、2015年度現在の在籍学生数比率は適切なものとなっている。 なお、以上の取り組みと同時に、学部学生への積極的な広報を行っている。通常の入試説明会の他、法学研究科では法学部1～3年生を対象とした大学院模擬授業「チャレンジ法学研究科」を実施し、研究科の魅力をアピールしている。早期から大学院進学を意識させることにより、進学希望者を増やすだけでなく、3年早期卒業や学内選考入学試験などを受験する優秀な学生の確保を目指している。				
(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか					
a ●学生の受け入れの適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【4000字】	カリキュラム・FD等検討委員会において、入試形態や定員の検証として、入試実施後に問題のレベルや採点基準、入試制度についての改革・改善点の検討を行っており、試験科目などの確認・検討を行うだけでなく、入学定員の見直しも行い、研究科委員会にて審議し承認を得るとの仕組みを構築している。また、入学者の受け入れ方針の検証については、入学試験の結果等をもとに法学研究科委員会においても確認している。これを受けて、2016年度入試からは、試験時間の変更を行った。		入試問題の適否の外部評価など、入学者選抜が公正かつ適切に実施されているかについて客観的・第三者の評価を受ける体制がとられていない。		入試問題の適否の外部評価を含む、大学院入試のあり方の外部評価制度については、その必要性は認識されているにもかかわらず、全国的にほとんど整備されていないのが現状である。このため、2016年度・2017年度入試は、大学院法学研究科において内部的に、学生の受け入れの適切性について慎重に検討し、その評価を行っていく。 2017年度以降は、入試問題の適否の評価を中心とする学生の受け入れの適切性を確保するため、大学院法学研究科カリキュラム・FD等検討委員会の下に必要な組織を設置するものとし、その設置に向けた内規等の整備を行う。

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準6 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 学生支援に関する方針を定め、学生への修学支援は適切に行われているか						
a ●修学支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】	本研究科の修学支援に関しては、大学院生が充実したキャンパスライフを送ることができるよう、「学長方針」に掲げる「学修支援」及び「学生生活全般の支援」に従って、教育・研究に関する長期・中期計画書の「学生支援」の項において、(1)首都大学院コンソーシアムの拡充、(2)諸外国との学術交流、(3)外国人留学生に対する個人指導・相談制度の拡充、(4)オンラインデータベースの拡充、(5)大学院学生のメンタルヘルスケア、以上5つを掲げ、研究科委員会にて報告し、教職員で共有を図った。 そして、2013年度から現在にかけて、国立台湾大学法律学院、南京師範大学法学院（法学部・法科大学院共同）との交流協定締結が行われている。					
b ●方針に沿って、修学支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ○留年者、休退学者の状況把握と対応 ○障がいのある学生に対する対応 ○外国人留学生に対する対応 ○学生支援の適切性の確認 【約400字～800字程度】	法学研究科では、法学研究科委員会において状況把握とそれに対する対処方法を決定している。また、院生協議会と継続的に協議を行い、そこで取りまとめられた大学院生の要望などを、研究科執行部から大学院執行部へ意見を提出し、要望を解決するプロセスを構築している。例えば、協議の中で提示された外部提供のデータベースの拡充については、予算見積もりを行い、実現・継続可能性について検討を重ねている。 2015年度は「留籍者」は19人（前年度23人）でありやや減少した。「休学者」は春学期・秋学期あわせて延べ16人（前年度9人）、「退学・除籍者」は11人（前年度5人）と増加しており、課題となっている。これらの結果は、都度、研究科委員会で報告している。 博士前期課程・博士後期課程に在籍する大学院生に対して、指導教員だけでなく副指導教員を選任し、研究指導や学習上の問題点についての支援を両者の連携の元に行っている。		(1)精神的事情により休学などを余儀なくされている大学院生が少なからず存在しているが、そのような学生に対するケア体制が必ずしも充分とは言えない。		(1)学生相談室などの関係機関との連携を図りながら、精神衛生上の問題を抱えている学生に対するより充実した修学支援体制の構築を図る。	(1)大学院生専門のメンタルカウンセラーを雇用する。
	現在、該当者がいないこともあり、研究科独自の取り組みは行っていないが、対象者がいた場合は、全学的な制度で対応を行う。					
	外国人留学生に対しては、大学院全体で行っている「日本語論文指導講座」と「教育補助講師による日本語論文添削指導」を積極的に受けるよう、指導教員を介して周知を図った。この結果、法学研究科の外国人留学生の多くは両制度を利用し、修士論文などの作成に取り組んだ。		(3)外国人留学生が充実した学生生活を送ることができるように、修学支援体制をより充実させる必要がある。		(3)国際教育事務室などの関係機関との連携を図りながら、外国人留学生に対するより充実した修学支援体制の構築を図る。	(3)外国人留学生については、全員にチューターを付けられる環境づくりをする。
	経済的支援として、法学研究科独自に「山田準次郎奨学基金」を設置しており、論文の投稿により奨学金を給付している。2015年度は5万円を1名に給付した。また、大学院全体としては、研究奨励奨学金をはじめとする給付型奨学金により支援を行っている。 なお、2014年度においては、山田準次郎奨学基金の規定改正を行い、投稿論文以外の大学院生による研究に対しても助成ができるようにした。 その他、博士論文を作成する大学院生を助手に採用することにより、研究環境の整備を実現している。		(4)各研究分野の動向を踏まえた最新の知識を容易に吸収できるようにするため、大学院生による外部データベースの利用をできる限り拡充する必要がある。		(4)オンラインデータベースの利用拡大を「重点項目一覧」に記載し、そのための予算を確保するとともに、予算を確保できた場合には速やかに当該データベースを導入する。	(4)授業等を通じて、オンラインデータベースの積極的活用を促すとともに、その活用方法についても十分に説明・指導する。

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準6 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
(2)進路支援に関する方針を定め、学生への支援は適切に行われているか。					
a ●進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約2000字】	本研究科の進路支援に関しては、大学院生のキャリアパスを明確にし、就職の機会を拡大させるため、「学長方針」に掲げる「就職支援」に従って、教育・研究に関する長期・中期計画書の「学生支援」の項において、(1)博士後期課程在籍者名簿の公開、(2)OB・OGとのネットワークの構築、以上2点について示し、これを学生及び教職員間で共有している。				
b ◎学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。 【約4000字～8000字】	<p>就職支援活動については、大学院1年生を対象に就職キャリア支援センターが研究科別就職進路相談会を開催している。法学研究科独自の進路支援の取組みとしては、博士後期課程の大学院生を主な対象として、毎年、本学法学研究科出身の研究者を招聘して就職支援のための懇談会を開催し、研究活動・就職活動に関する知見を得る機会を与えるとともに、本研究科出身の研究者のネットワーク構築を図っている。</p> <p>2015年度も、法学研究科においては、就職・キャリア支援に関わる事業計画を実施するものとして、2015年10月31日に「法学研究科研究者養成支援プログラム及び就職懇談会」を開催した。そこでは、法学研究科出身の学校関係者を招聘し、就職に関する情報等を提供してもらった。さらに、同プログラムの実施後には、就職懇談会を実施した。そこでは、OB・OGの方と大学院生との間で、より率直な意見交換がなされ、約20名前後の大学院生が参加し、就職に向けた準備・活動を行うにあたっての貴重な機会となった。</p> <p>また、博士後期課程在籍者名簿をWEBサイト上で公開し、教員公募などの際に、優秀な大学院生が在籍していることを第三者機関に広く周知できている。</p> <p>博士前期課程の大学院生に対しては、就職キャリア支援事務室の支援のもと、研究科単体で進路相談会を開催し、就職活動などの支援を行った。</p>	<p>博士後期課程の大学院生については、法学研究科主催の就職懇談会の際に、大学院生が抜刷等を各自持参して研究成果をアピールする機会が用意されているため、博士学位取得の有無にかかわらず、それを契機に多くの大学院生が全国各地の大学に専任教員として採用される途が開かれており、実績も上がっている。</p>	<p>研究者の養成については、法学研究科単体で実現することは必ずしも容易ではないので、法学部・法科大学院との連携を継続的に図りつつ、より機能的な養成システムを構築をしていく必要がある。また、大学教員の公募情報のみならず、大学以外の研究機関の職員、国・独立行政法人・地方自治体等の職員、民間企業の職員などの就職情報の提供を中心に、多様な職種への就業を積極的に支援するための体制を整備する必要がある。</p>	<p>現在実施している就職支援活動をいっそう活発化させ、本学法学研究科出身の研究者のネットワークがより広範かつ強固なものへと発展することにより、大学院生の就職に対する意欲が高まり、就職実績の向上につながっていくと同時に、就職に対する不安を払拭することもできる。</p>	<p>法学部・法科大学院と連携しながら、本学法学研究科OB・OGと在学生との既存のネットワークを一層充実させる。また、就職支援として、大学院生の研究内容や成果についての予算を獲得することにより、大学院生の研究実績に関する情報の提供を継続して行うことができるようにする。さらに、「教育・研究に関する長期・中期計画書」に定められた施策をいっそう具体的に実践していく必要がある。例えば、修了予定者の就職支援のため、2016年度以降も引き続き就職キャリア支援費や教育振興費を利用して、本学法学研究科出身の大学教員・公務員・民間企業の職員等を招聘し、就職懇談会を開催する。</p>

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準10 内部質保証

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか						
a ◎自己点検・評価を定期的実施し、公表していること。 【約400字】	<p>法学研究科における内部質保証は、カリキュラム・FD等検討委員会（以下「検討委員会」という。）が担う。検討委員会は研究科執行部4名ほか、研究科委員会で選任された公法学専攻所属の委員2名・民事法学専攻所属の教員2名、計8名で構成している。本研究科を構成する二つの専攻かつ専門分野が異なる教員で構成されていることもあり、専攻及び専門科目での偏りをなくし、評価結果を研究科全体の改善に活かしやすい体制を構築している。</p> <p>検討委員会は、教育理念・人材育成に関する目的・その他教育上の目的を実現するために、教学の諸活動を適宜点検・評価することを目標として、定期的開催しており、2015年度には3回開催し、2016年度は既に2回開催している。</p> <p>検討委員会で、FDなどで得られた評価結果を検討し、それを踏まえて具体的な改善方策を策定して研究科執行部に報告し、自己点検・評価報告書に反映・作成の上、「教育・研究に関する長期・中期計画書」の作成時や「改善アクションプラン」作成時に合わせて研究科委員会で報告している。その後、全学の手続きを経て、明治大学ホームページにて公開している。</p> <p>内部質保証に関して同委員会が目標とするところは、次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 自己点検・評価体制を整備し、自己点検・評価の手続き及びその方法を確立させ、必要に応じた適切な評価項目を設定した上で、自己点検・評価を実施すること。 自己点検・評価の結果を、WEBサイト等を通じて社会に公開すること。 自己点検・評価結果は、大学院教育の改善・向上に反映させる必要があるため、改善・向上に向けた運用方法を整備し、運用すること。 <p>なお、自己点検・評価にあたり、「法学研究科に関するアンケート」は、有効な根拠資料となっている。このアンケート結果等をもとに、法学研究科院生協議会代表の学生3～4名と研究科執行部4名による懇談会が年1回開催されており、このことは大学院生の期待に応えるカリキュラム・制度の整備に役立っている。</p>	カリキュラム・FD等検討委員会が迅速、かつ効率的に機能し、研究科委員会での質の高い審議が可能となっている。		カリキュラム・FD等検討委員会においてより多くの議論が必要となることから、同委員会の開催回数を増やす。		

2015年度 法学研究科 自己点検・評価報告書

基準10 内部質保証

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
(2) 内部質保証システムに関するシステムを整備し、適切に機能させているか						
a ●内部質保証の方針と手続を明確にしていること。 ●内部質保証をつかさどる諸組織(評価結果を改善)を整備していること 【800字～1000字程度】	<p>本研究科の内部質保証の基本方針は、「教育・研究に関する長中期計画書」等には掲載していないが、自己点検・評価全学委員会の定める方針、計画に則り、『自己点検・評価報告書』(Check)における評価結果に基づき、『「教育・研究年度計画書」の策定とその推進について(学長方針)』及び『教育・研究に関する年度計画書』(Plan)の策定を毎年度行い、評価と計画、さらには予算システムと連動させたPDCAサイクルを恒常的に実施することによって改善・改革を着実に推進することである。</p> <p>法学研究科の内部質保証については、研究科内に設置されているカリキュラム・FD等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を責任主体とし、同委員会で認証結果等を確認し、改善方策を検討している。検討委員会では、現状をより具体的に把握し、有効な改善策を策定するために、必要に応じて少人数からなるワーキンググループを立ち上げ、担当する諸課題を分担・検討して草案を作成し、法学研究科委員会に逐次提案して論議検討を経て、大学院委員会での承認手続きに付託すべく、活動している。また、検討委員会で審議した内容は、研究科長を中心に研究科執行部においても整理し、研究科委員会で報告することにより、改善の効率化且つ具体化を促している。</p> <p>検討委員会で立案された改善計画は、研究科委員会において年度計画書として取りまとめられ、学長ヒアリングや理事会での精査を経て、予算編成・実行に移される。</p>	「法学研究者養成コース」と「高度職業人養成コース」の特色が明確となり、それを受験生その他社会に対して周知しうる体制が整った。		「法学研究者養成コース」と「高度職業人養成コース」の特色に対応した科目の設定について検討する。		
●自己点検・評価の結果が改革・改善につながっていること ●文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応していること	<p>2014年度の認証評価時に、努力課題として、「法学研究者養成コースの修士論文と高度職業人養成コースのリサーチ・ペーパーの審査基準が字数の点を除き同一であるので、別個の審査基準を定めることが望まれる」との指摘を受けた。</p> <p>これに対し、研究科執行部会議及びカリキュラム・FD等検討委員会で審議した結果、「法学研究者養成コース」と「高度職業人養成コース」の修了要件の相違を新たに設定し、各コースの特色を明確化した。具体的には、修士学位取得のためのガイドラインを改定し、従来、単一であった「修士論文等に求められる要件」をコース別に設定した。また、2017年度からは、修了必要単位数についても、コース別に違いを設けることとし、2016年度中に大学院学則(別表)の改正を行うことを決定した。</p>					
●学外者の意見を取り入れていること	毎年実施している「研究者養成支援プログラム」(本研究科出身研究者による講演・意見交換など)における、課程博士取得に向けた体制のあり方や研究職につくべき情報交換などを踏まえ、教育効果等に関する検討を執行部で行っている。					